

## 都道府県単位保険料率の変更についての意見（案）

平成 29 年 1 月 20 日

支部長	評議会
<p>29 年度平均保険料率および鳥取支部の保険料率については引き下げるべきと思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当支部評議会の全国平均保険料率への意見は、財政安定化の観点から 10%維持を容認する意見もあるが、事業主・加入者の保険料負担の厳しさと当面引き下げが可能な積立金の状況より上記判断に至った。</li> <li>● 昨年は理事長判断やむなしとの意見を出したが、本年の評議会意見では、制度の不備、過去の収支見通しと決算の大きなブレから収支見通しへの不信感、加えて支部評議会、運営委員会を経て理事長見解に至る集約プロセスへの不信感および限界とあきらめ感など冷めた意見がこれまでで最も強く出てきている。</li> <li>● 収支見通しによれば、30 年度は積立金が 2 兆円を超えるとされているが、「どういう財政状況になれば保険料率を引き下げるのか？」への見解を求める。と同時に構造的な財政課題である高齢者医療制度への支援の在り方など構造的な財政課題について、協会としての改善への意思を明らかにし、実現に向け持続的な活動を行うべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長へ質問をさせていただきたい。「どういう財政状況になれば保険料率を引き下げるのか」、「協会けんぽの理念として、協会けんぽの全国平均保険料率を他保険者と同等までもっていきたいという思いがあるのかどうか」、「10%が限界と言っているが、あげる可能性はあるのか」</li> <li>● 国は、国がつくった制度にもっと責任を持つべきです。協会けんぽに任せ、協会けんぽに「どうするんだ」と言い、その割に協会けんぽの自由が制限されている。将来の制度を設計しないままに、その場その場で議論をしても結局は空すべりに終わってしまうのではないのでしょうか。</li> <li>● 保険料率を引き下げる際の基準を設ける必要があるように思います。制度維持を大前提として、その点を集中的に議論しても良いのではないのでしょうか。</li> <li>● 3 年毎に保険料率を見直すようにすれば、少なくとも 3 年は協会も事業主も安定的に運営できます。支出超過となる年があるかもしれませんが、毎年上がる下がるを繰り返すより良いのではないのでしょうか。</li> </ul>